

## 下伊那の事業所の皆さんへ 就労体験の場をご提供いただけませんか？

平成27年度施行の「生活困窮者自立支援法」により、まいさぼ上伊那では生活困窮者支援を行っています。  
役場や社会福祉協議会と協力、連携しながら生活・就労支援をしていますが、地域の事業所の皆さんの協力が必要で、重要となります。

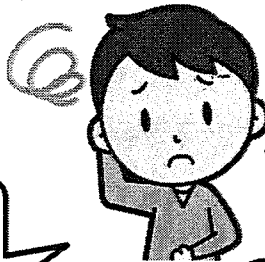
### 就労体験の場の提供をお願いします 金銭的な負担はありません

対象者は…

ひきこもっていた期間が長く、  
社会に出ることが不安な方

能力はあるが、社会に出るきっかけがない方

働いた経験がない方、働いた経験が少ない方



短時間や支援の配慮があれば  
働くことができる方

働きたいけど自信がない方

仕事が見つからず、失業期間が  
長く、すぐに一般就労に従事する  
ことが難しい方

### ★事業所登録をお願いします★

プチバイト事業とは??

失業者など生活に困窮している方のために職場体験の場を紹介し、  
就職活動応援金を給付しながら就労の支援をします。

★就労体験者の紹介支援は、体験中の窓口は「まいさぼ上伊那」となります

★1時間800円の計算で、年度ごと1人上限2万円までの就労体験に対する応援金を  
就労体験者本人に支給します。

★応援金は、長野県社会福祉法人経営者協議会から振込まれますので、

事業所の金銭的な負担はありません!

## <就職につながった事例>

### 【事 例】

- ・大学中退後ひきこもり状態。父親と二人暮らしをしていたが、父親が失踪し生活に困りまいさぼにつながった男性。(20代)

### 【主 訴】

- ・父親がいなくなり生活費に困った。今まで仕事をしたことがなく、今後どのように生活していけばいいのかわからない。

### 【経 過】

- ・大学中退後、社会経験、就労経験がないことから社会に踏み出す一歩として、社会との関わりや就労の体験の機会としてプチバイトの利用をまいさぼから提案。
- ・社会福祉協議会、一般企業の協力を得てプチバイトを行い、社会との関わり、コミュニケーションの大切さや就労のイメージを持つことができ一般就労につながった。

## Q&A

**Q** 相談者（申請者）はこの事業を何回利用していいか

**A** 就職活動応援金については、1人あたり25時間、2万円を上限としています。

**Q** 協力事業所の役割と負担は

**A** 福祉事務所や“まいさぼ”の相談員と連携して、相談者（申請者）に職場体験の場を提供していただきます。体験後は、長野県社会福祉法人経営者協議会から本人に直接応援金を振り込みますので、協力事業所から本人に対する支払金はありません。

## 長野県上伊那生活就労支援センター “まいさぼ上伊那”

〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 4808-2 赤松荘内  
TEL 0265-96-7845 / FAX 0265-96-7846  
E-mail : ps-kamiina@nsyakyō.or.jp